

戸籍システム検討ワーキンググループ 中間取りまとめ

第1 戸籍事務へのマイナンバー制度導入のための システムの在り方に係る調査について

1 戸籍情報の利用実態等に係る調査

(1) 戸籍証明書の利用目的

調査概要

調査目的

戸籍証明書の提出を要する手続を洗い出し、戸籍情報に対するニーズ等を把握するために、戸籍証明書の利用目的を調査

調査内容等

- 東京都内の1自治体を対象とした現地調査において、平成26年分の戸籍証明書の交付請求書の内容を調査することにより、戸籍証明書の利用目的及び提出先を集計
- 全市区町村を対象とした書面調査において、現地調査における戸籍証明書交付請求時の利用目的別の比率と、各市区町村における傾向との差異を確認
- 全市区町村を対象とした書面調査において、戸籍証明書及び戸籍に関する一般行政証明書の交付件数等を調査

参考データ

統計値

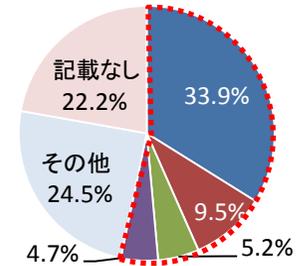
- 平成26年度の戸籍証明書の発行件数
記録事項証明書:27,542,317件(うち無料:5,263,935)
謄抄本等 :13,254,837件(うち無料:4,211,374)
- 平成27年度の戸籍証明書の発行件数
記録事項証明書:28,465,302件(うち無料:5,298,305)
謄抄本等 :14,265,773件(うち無料:5,118,147)

主な調査結果

戸籍証明書の利用目的

多い利用目的(現地調査)

- 1位 相続関係手続
 - 2位 年金・社会保険関係手続
 - 3位 旅券関係手続
 - 4位 戸籍届出
- 上位4つで**53.3%**を占める



書面調査における全市区町村の傾向

1位で86.7%，2位から4位までで85.6%の市区町村が現地調査結果と「同様である」と回答

利用目的別の戸籍証明書の種別

利用目的によって必要とされる戸籍証明書の種別が相違
主に除籍謄抄本及び改製原戸籍謄抄本を交付

- 相続関係手続
 - 年金・社会保険関係手続
- 主に戸籍記録事項証明書を交付
- 旅券関係手続
 - 戸籍届出

請求形態別の比率

請求形態別の比率(現地調査)

- 窓口での一般請求(41.5%)
 - 郵送による一般請求(31.5%)
 - 公用請求(27.0%)
- ※公用請求については、大半が郵送による請求

(2) 戸籍証明書の提出を求める行政機関へのヒアリング

調査概要

調査目的

各行政手続における戸籍証明書の利用の在り方を検討するために、戸籍証明書の提出を求めている行政機関において確認する事項等をヒアリング調査

調査内容等

■ 調査手法

次の手続を対象に所管する行政機関に対してヒアリングを実施。

- ・旅券発給事務に係る手続(外務省)
- ・年金, 児童扶養手当等の社会保障に係る手続(厚生労働省)
- ・相続税の申告等の税に係る手続(国税庁)

■ 主な調査内容

- ・手続において戸籍証明書の提出を求める目的
- ・戸籍証明書で確認する事項
- ・氏名等の文字の字形等の確認の状況
- ・システムでの情報連携等に関する要望・意見等

参考データ

統計値

- 国内での一般旅券発行数 平成27年:3, 249, 593冊
- 児童扶養手当(認定請求書受付) 平成27年度:137, 365件
- 相続税に係る被相続人数 平成27年:133, 070人

主な調査結果

戸籍証明書で確認すること

利用目的は2つに類型化

- 手続の申請書等に記載された内容の確認
- 手続の対象者に関して, 親族的身分関係にある者の探索等

戸籍証明書で確認する事項

- **日本国籍を有していること**
- 氏名, **氏又は名の変更履歴**
- 生年月日
- 続柄(性別)
- **本籍**
- **特定の者との身分関係(夫婦, 親子, 兄弟姉妹, 相続人など)**

各調査機関の情報連携に関する主な要望・意見等

- 戸籍の全ての情報ではなく, 特定の者との親族的身分関係など必要な情報が提供されること
- 戸籍に登録されている本人を特定するための構成要素として本籍情報(地番等まで含む)が提供されること
- 戸籍に登録されている文字の字形を基本として氏名を確認できること

(3) 戸籍に関する国民の意識調査

調査概要

調査目的

戸籍証明書の交付請求を行う国民側のニーズを直接的に把握するため、Webアンケートにより交付請求におけるニーズ等を調査

調査内容等

■ 調査手法

モニターとして登録している全国の国民を対象にWebアンケートを実施

■ 調査対象

以下96セグメントに分割し、セグメントごとに原則100人を抽出し、9,526名を対象に実施。

①性別 2セグメント(男性・女性)

②年齢 6セグメント(20代から70代まで)

③地域 4セグメント

(「北海道・東北」「関東」「中部・近畿」「中国・四国・九州」)

④居住地域 2セグメント

(人口密集地(政令市, 県庁所在地等人口密度の高い241市区町村), それ以外)

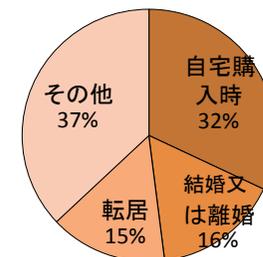
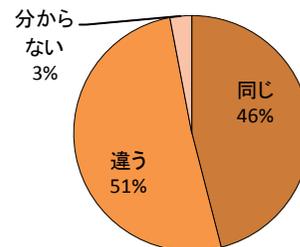
■ 主な調査内容

- ・本籍と住所の関連
- ・戸籍証明書の交付請求経験
- ・戸籍証明書の交付請求方法
- ・戸籍証明書の取得方法に関するニーズ
- ・戸籍証明書の交付請求に要する時間

主な調査結果

本籍と住所の関連

- 本籍地と住所地の関連
- 本籍地と住所地を同じにしたきっかけ



- 本籍地と住所地が同じ理由

- ・住所と同じにしたほうが便利だから 47%
- ・住所地に長く住むため 13%

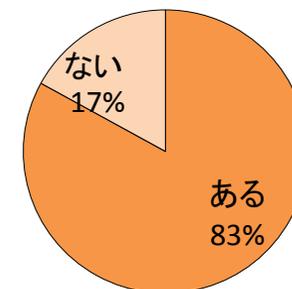
- 本籍地と住所地が異なる理由

- ・特定の意思をもって本籍地を指定している 27%

戸籍証明書の交付請求経験

- 戸籍証明書の交付請求経験の有無

戸籍証明書の交付請求経験のある人の割合については、年代が上がるにつれて高くなる傾向にあり、70代で取得したことがない人の割合は全体の0.6%。

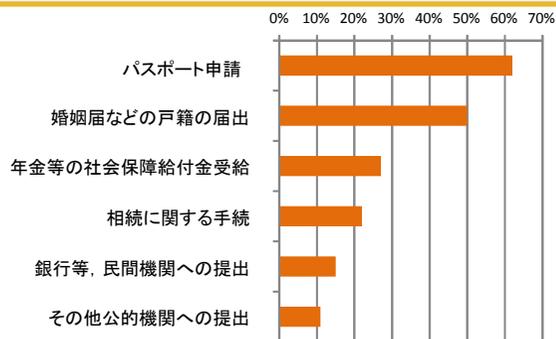


(3) 戸籍に関する国民の意識調査(つづき)

主な調査結果

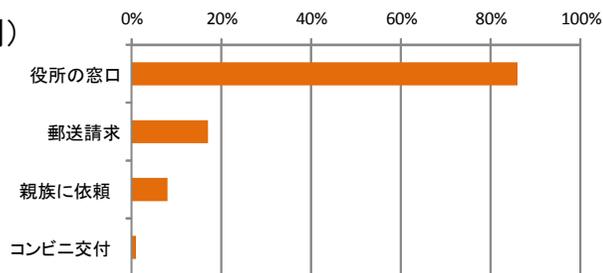
戸籍証明書の交付請求目的

■ 交付請求目的 (複数選択可能設問)



戸籍証明書の交付請求方法

■ 交付請求方法 (複数選択可能設問)



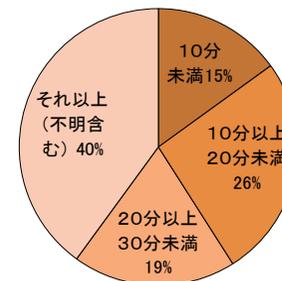
戸籍証明書の取得方法に関するニーズ

■ 将来における戸籍証明書の取得方法に関するニーズ

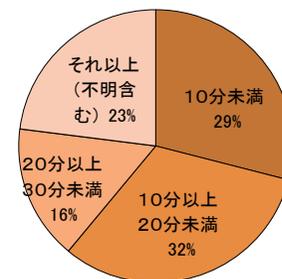
- ① 本籍地の市区町村の役所又は役場の窓口で取得 42%
- ② 最寄りの市区町村の役所又は役場の窓口で取得 23%
- ③ インターネットでマイナンバーを利用して取得 13%
- ④ コンビニでマイナンバーを利用して取得 11%

戸籍証明書の交付請求に要する時間

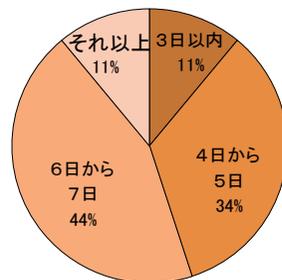
■ 役所又は役場までの往復にかかる時間



■ 役所又は役場での証明書取得までの待ち時間



■ 郵送請求時の投函から取得までの期間



2 戸籍事務の処理方法等に係る調査

調査概要

調査目的

戸籍事務における課題を把握し、今後の戸籍事務の在り方を検討するために、市区町村における戸籍事務処理の実施状況を調査

調査内容等

- 調査手法
 - ・東京都内の2つの自治体を対象とした現地調査において事務処理時間を調査
 - ・全市区町村を対象とした書面調査により上記調査項目との近似性を調査
- 主な調査内容
 - ・戸籍事務処理(各種届出/戸籍訂正/戸籍相談等)における処理の内容、処理手順等を調査
 - ・戸籍に係る他機関への通知の件数を調査
 - ・戸籍事務及び関連事務の内部事務用書類を調査

参考データ

統計値

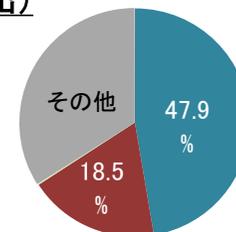
- 届出事件数 平成27年度:4, 247, 875件
※内訳:本籍人届出3, 134, 743件
非本籍人届出1, 113, 132件
(他市区町村から送付2, 375, 759件)

主な調査結果

戸籍届出に係る他機関への通知や諸帳簿の管理実態

通知用書類種別ごとの通知件数比率(戸籍届出)

- 1位 届書送達確認書(47.9%)※1
- 2位 本籍人分届書送付目録(18.5%)※2



「届書の電子的保管等」が実現すれば

届書の送達(参照)がシステム上で可能となり、届書送達確認書の送付が不要になると考えられる。

管轄法務局への届書送付(職員の搬送による)が不要となるため、本籍人分届書送付目録も不要になると考えられる。

※1 受理した届書を本籍の在る市区町村に送付する際の送達確認に用いる書類
※2 受理した本籍人分の届書を月次で法務局へ送付する際の目録

戸籍事務処理等の実施方法

届書の受理を行う前のシステムによる自動審査の実施状況

- 受理前に自動審査(30.0%)
- 受理後に自動審査(61.1%)

「受理後に自動審査」では、届出内容をシステムに入力する前に行政処分を行っており、比較的規模の大きな市区町村において実施されている傾向にあった。

3 戸籍情報システムの実態に係る調査

調査概要

調査目的

戸籍情報保持形態の検討に当たり、適切なコスト比較を行うための基礎情報として、現状の戸籍情報システムのコストを調査

調査内容等

■ 調査手法

全市区町村を対象とした書面調査により、現行システムの構成、経費等を調査

■ 主な調査内容

- ・現行システムの導入時期、システム構成、次期システムへの更新予定時期及び次期システムの稼働予定期間を調査
- ・現行システムの経費として、機器及びソフトウェア経費、システム導入一時経費(システムエンジニア作業費等)、システムの稼働維持に係る経費等を調査

参考データ

統計値

- コンピュータ化している市区町村: 1,892(約99.78%)
(平成29年3月現在)

主な調査結果

現行の戸籍情報システムにおける総経費試算

各市区町村から回答された導入一時経費、機器費、ソフトウェア費及びシステム稼働維持費を集計し、システムの稼働期間を5年と仮定した場合の自治体規模別の平均総経費を試算

#	自治体規模	市区町村数 (※)	平均総経費(試算) /市区町村 (千円/団体)
1	10万人超	289	150,486
2	10万人以下	516	63,491
3	3万人以下	936	57,658
	全体	1,741	74,796

※ 政令市は市が一括で回答するものとしているため、行政区を除いて政令市を含めた1,741団体が調査対象

システム更新時期は、市区町村ごとに様々であった

現行の戸籍情報システムにおける住民一人当たりの経費

#	自治体規模	市区町村数	一人当たりの経費の平均 (円/人)
1	10万人超	289	589
2	10万人以下	516	1,157
3	3万人以下	936	7,647
	全体	1,741	4,420

4 戸籍情報の態様等に係る調査

調査概要

調査目的

複数の戸籍情報に記録されている個人を連携するために、技術的に可能な範囲及び費用対効果の観点から合理的な方法等について検討を行うため、現状の戸籍情報の内容を調査

調査内容等

■ 調査手法

戸籍副本データ管理センターにおける現地調査

■ 調査内容

- 戸籍副本データ管理システムから抽出した戸籍副本データ(戸籍、除籍及び改製原戸籍)を基に、プログラムにて個人の統合を実施し、機械化可能率を算出
- 画像データとして管理されている除籍及び改製原戸籍に対応する見出しデータの登録内容を調査
- 画像データとして管理されている除籍及び改製原戸籍の見出しにおける生年月日等の設定状況を調査
- 親子関係、婚姻関係の特定における機械化可能率を算出

参考データ

統計値

■ 本籍数及び本籍人口

平成26年度: 本籍数 52,363,707
 本籍人口 127,940,865
 平成27年度: 本籍数 52,443,938
 本籍人口 127,659,960

主な調査結果

戸籍に記録されている個人の機械的統合の調査結果

内訳	電算化戸籍	平成改製原戸籍	電算化以前の除籍
調査対象件数	28,583,716	180,794,512	287,382,473
同一人と判別された割合	90.1%	76.0%	3.0%

同一人と判別されなかった主な原因

- センター間データ未統合(第1センターと第2センターにデータがまたがっている)
- 文字の問題(字形差異, 拗音差異, 新字体と旧字体など)
- 記録方法の差異(行政区画の変更, 外国名の正式名称と略称, 町名, 地番の表示違いなど)

画像データであり判別に利用できるデータが限られる

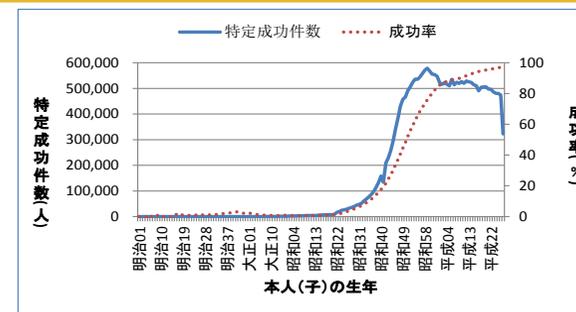
画像データとして管理されている除籍等の見出データ

■ 生年月日入力率

平成改製原戸籍: 99.6% 電算化以前の除籍: 52.4%

親子関係の機械的特定の調査結果

- 平成以降に出生した子の母の特定率は約90%以上



5 戸籍記録文字に係る調査

調査概要

調査目的

戸籍に登録されている文字の統一的な整理を検討するために、現状の市区町村の文字の取扱い状況等を調査

調査内容等

■ 調査手法

- ・全市区町村に対する書面調査
- ・戸籍情報システム開発事業者に対する書面調査

■ 主な調査内容

- ・市区町村で管理する外字数及び管理状況を調査
- ・戸籍情報システム開発事業者の管理する内字数等を調査
- ・外字及び内字の一部に対して文字同定を試行することで、戸籍統一文字等に包摂できない文字の比率及び字形の傾向を調査
- ・改製不適合戸籍の原因となった文字字形を明らかにし、この一部に対して文字同定を試行することで、戸籍統一文字等に包摂可能な文字の比率及び字形の傾向を調査

参考データ

■ 戸籍統一文字

平成16年の戸籍手続のオンライン化実施に伴い定められたオンラインによる情報交換用の文字集合

文字数:56,042文字

主な調査結果

市区町村で使用される文字数の試算と戸籍統一文字への包摂可否

文字包摂基準

常用漢字表(付)字体についての解説を基にした包摂基準により文字同定作業の試行を実施

包摂基準の例(矢印部分の大きさや位置は異なるが同じ文字とする)

(1) 大小, 高低などに関する例

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
硬 硬 吸 吸 頃 頃

文字同定の試行結果

- サンプル5,000文字を対象に実施
- 外字の86.1%が戸籍統一文字に包摂可能
- 改製不適合戸籍の原因文字であっても、一定数は包摂可能

#	内訳	試算文字数	戸籍統一文字に包摂された割合
1	市区町村が管理する外字	1,028,088	86.1%
2	改製不適合戸籍の原因となった文字	12,179	22.8%
3	戸籍情報システムの内字	177,514	80.6%
合計		1,217,781(※)	—

※収集した文字数と収集状況から、市区町村の戸籍事務で使用される文字数を試算。市区町村間で同一文字がある場合は、重複して計上

第2 マイナンバー連携を行う際の戸籍 情報の提供の在り方について

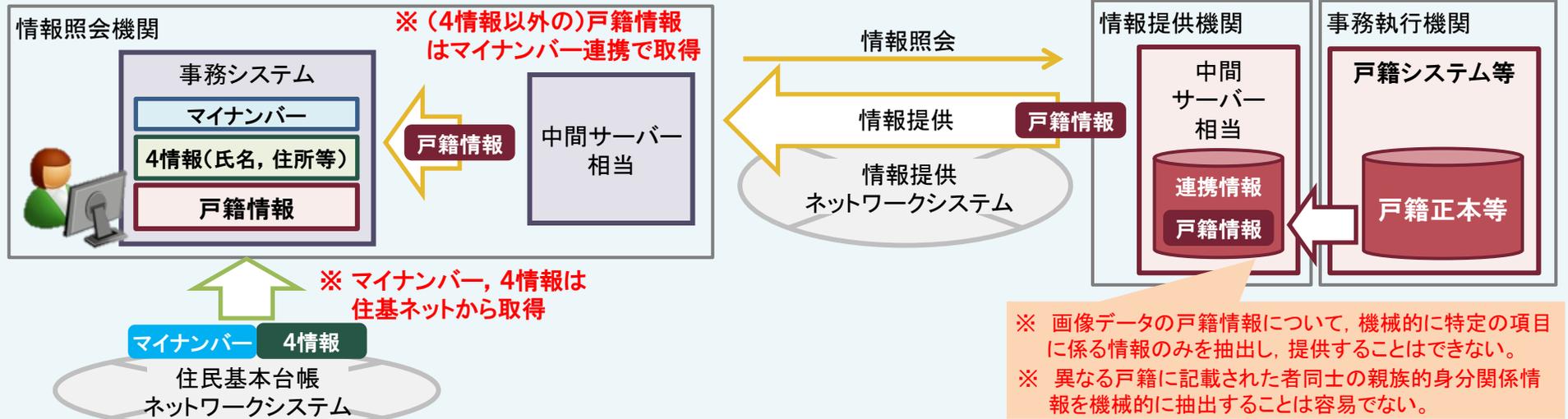
1 マイナンバー連携(※情報提供ネットワークシステムを利用した連携)実現のための技術的検討

(1) マイナンバー連携を前提とした場合の留意事項(情報提供ネットワークシステム側の原則)

留意事項

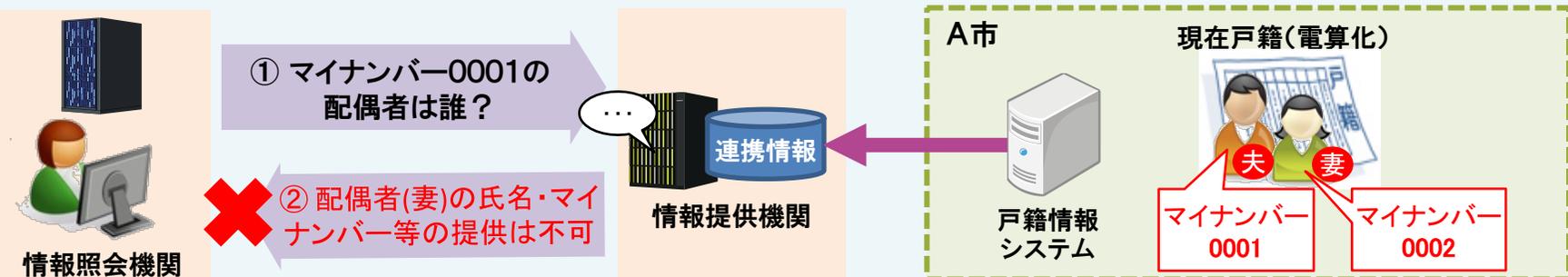
- 氏名, 生年月日, 性別, 住所(4情報)については, 住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の本人確認情報から取得
➡ (本人及び親族に係る)4情報はマイナンバー連携による情報提供ができない。
- マイナンバーも住基ネットから取得可能(通常は個人からの申請等により取得)

＜マイナンバー連携用のネットワークシステム(情報提供ネットワークシステム)を通じて, 情報照会に応じた情報提供を行う場合のイメージ＞



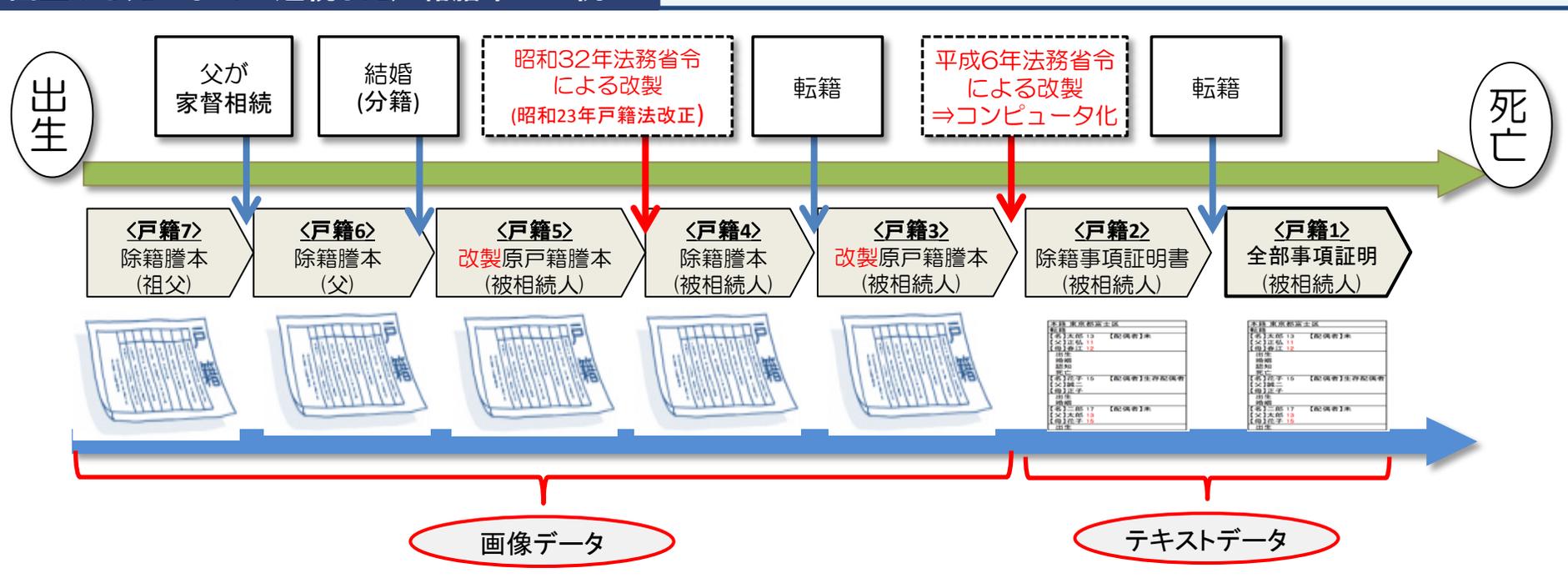
留意事項

二者間の親族的身分関係を確認する場合は, 一方の者のマイナンバーをもって他方の者を探索することはできないので, 情報照会者は, 少なくとも当該二者それぞれのマイナンバーを入手する必要がある。



(2) 情報提供者側におけるマイナンバー連携をする際の留意事項(その1)

出生から死亡までの連続した戸籍謄本の一例



調査結果

内訳	電算化戸籍	平成改製原戸籍	電算化以前の除籍
同一人と判別された割合	90.1%	76.0%	3.0%

画像データであり判別に利用できるデータに限られる

- 画像データの電子化には膨大なコストを要する。
- 画像データの戸籍情報について、機械的に特定の項目に係る情報のみを抽出し、提供することはできない。

<連携開始時点のマイナンバー紐付け範囲>

個人統合はコンピュータ化されている戸籍のみを対象

<情報連携の対象範囲>

コンピュータ化以前の除籍等が必要となる手続(相続等)については、当面の間、情報連携は困難

(3) 情報提供者側におけるマイナンバー連携をする際の留意事項(その2)

マイナンバー連携による正確な情報提供ができない例

問題点

手続の申請, 婚姻や離婚等の身分関係の変動, 本籍地市区町村の戸籍の電算化等のタイミングによっては, 正確な情報提供ができない場合がある。



情報照会機関

④「婚姻・離婚日」の照会

⑤「婚姻日 = 空値・離婚日 = 空値」の提供
(現に婚姻していないことのみ情報となる)

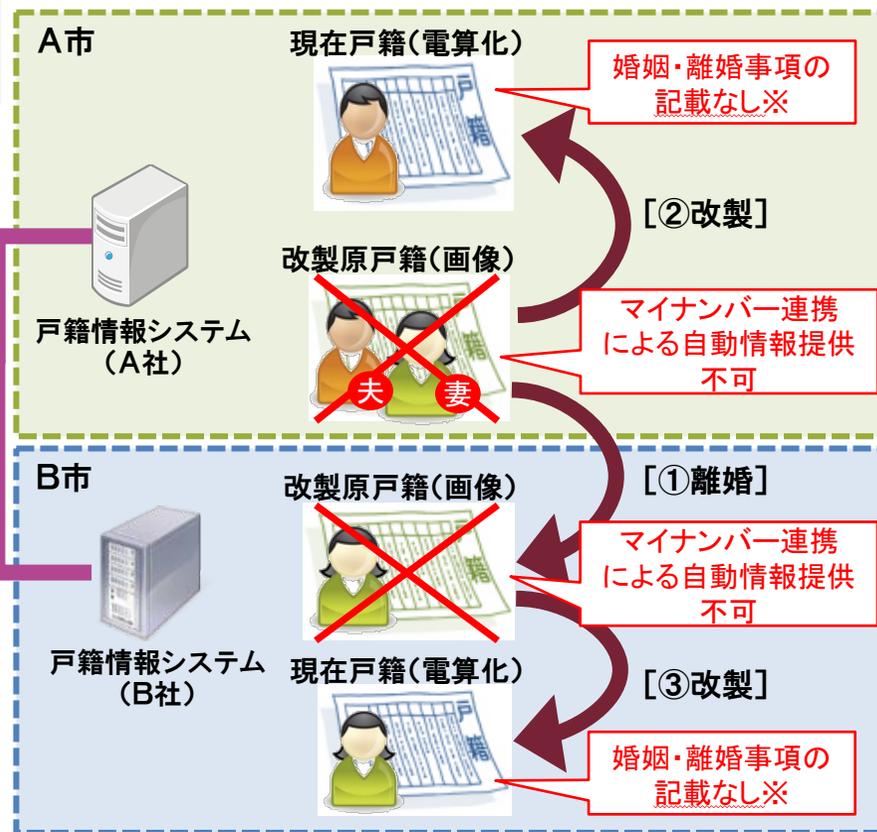
一月一日



情報提供機関

● 婚姻・離婚事項を確認している主な手続

手続種別	戸籍証明書での主な確認項目
児童扶養手当 (父母が離婚した場合)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者(父又は母): 氏名, 生年月日, 離婚日 子: 氏名, 生年月日, 性別, 父又は母の氏名
児童扶養手当 (父又は母が死亡した場合)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者: 氏名, 生年月日, 性別, 配偶者氏名 配偶者: 氏名, 生年月日, 性別, 配偶者(申請者)氏名, 死亡日 子: 氏名, 生年月日, 性別, 父又は母の氏名
年金分割請求	<ul style="list-style-type: none"> 当事者双方の離婚事項, 婚姻期間 等



※ 婚姻事項及び離婚事項は, 改製時には有効な身分関係ではないため, 移記されない。

- ▶ マイナンバーとの紐付けがされた後に離婚(・死亡)→申請(情報照会)となる場合は, 従前戸籍への紐付けがされていなくても, マイナンバー連携により親子関係・婚姻関係に係る情報を提供することは可能と考えられる。
- ▶ 年金分割請求の請求期限は, 原則, 離婚の日の翌日から起算して2年以内, 児童扶養手当の請求の対象となる期間は子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までとされているため, 離婚(・死亡)→マイナンバーの紐付け→申請となる場合も考えられる。

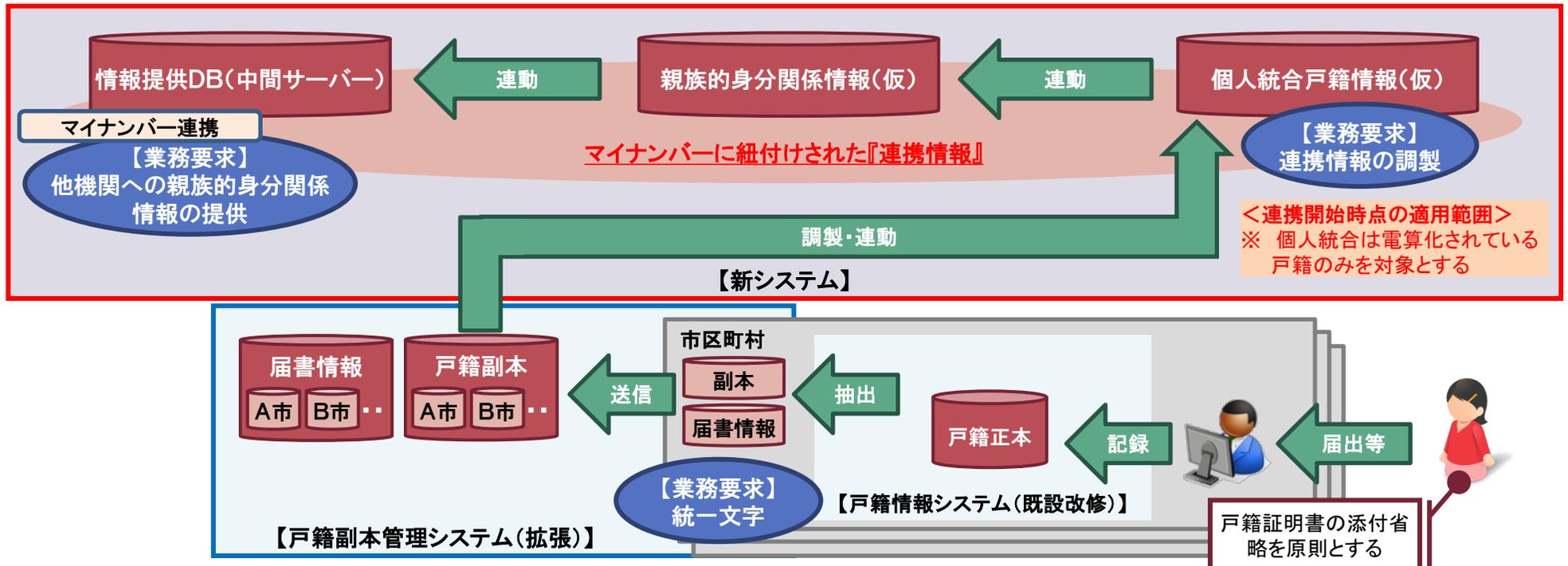
2 連携のための戸籍情報の在り方について

(1) 親族的身分関係情報の作成

連携情報としての戸籍情報について、親子関係等の親族的身分関係の情報をマイナンバー連携により実現するためには、現状の戸籍編製を基礎とした情報概念とは別に、以下の新たな情報概念を導入する必要がある。

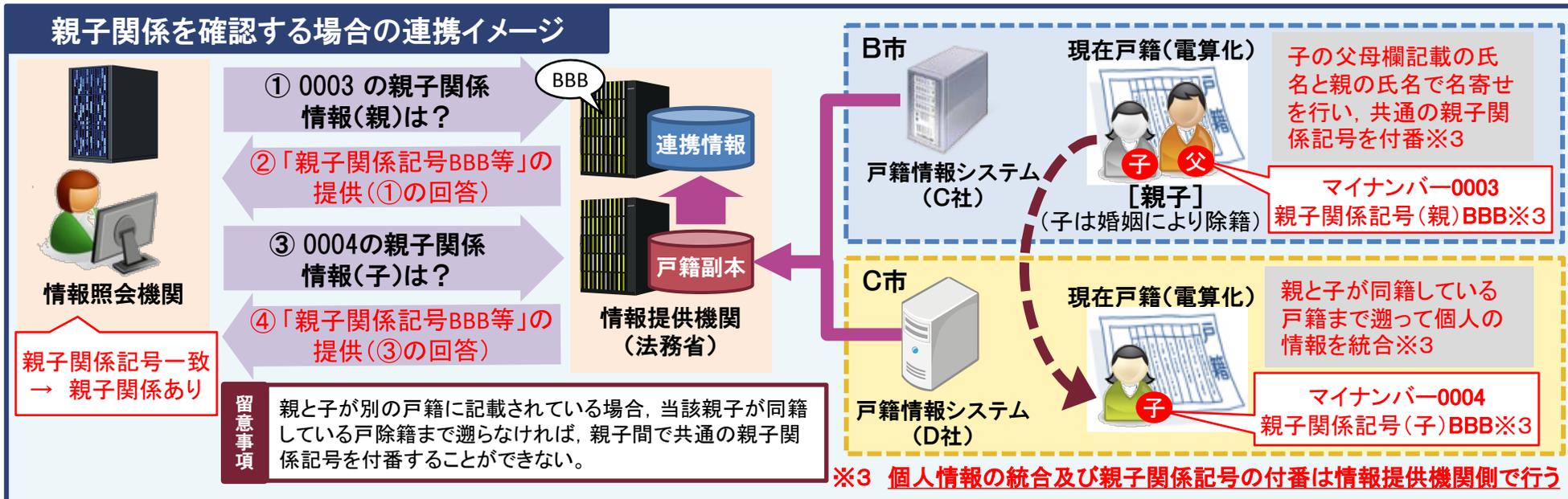
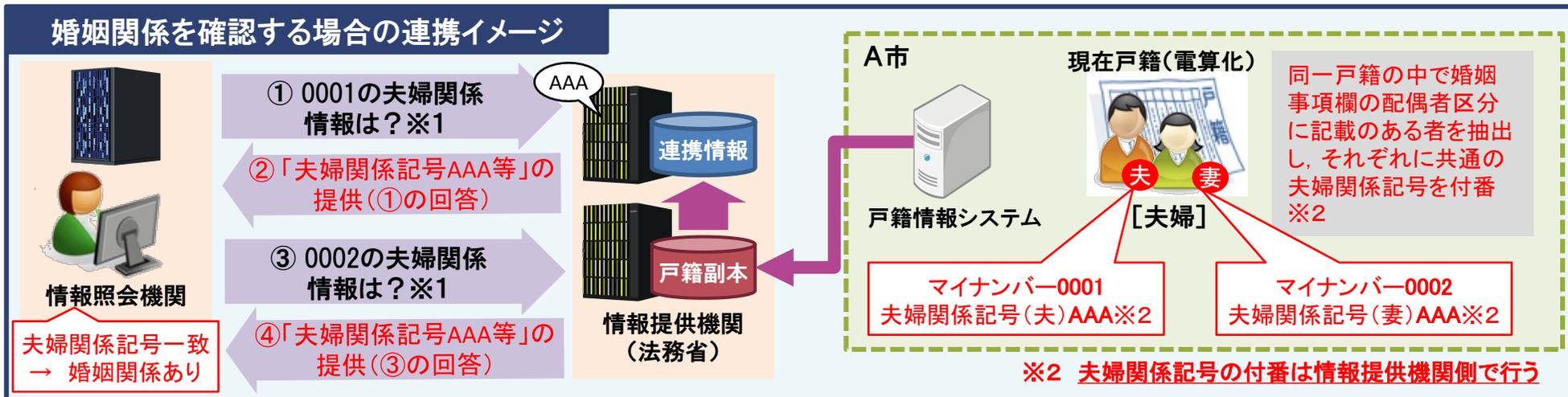
<新たな情報概念>

- ① 全国の戸籍情報をバックアップする役割を有する戸籍副本を基に、市区町村の戸籍の記録について、個人ごとに戸籍情報を備える。
=> **個人統合戸籍情報(仮)**
- ② 個人統合戸籍情報から、個人を特定する情報を除いた上で、個人間の親族的身分関係を設定した情報を作成し、個人統合戸籍情報の変更(市区町村の戸籍正本の変更)と同期させる。 => **親族的身分関係情報(仮)**
- ③ 親族的身分関係情報からマイナンバー連携のための**情報提供DB**を設定する。



(2) 情報提供ネットワークシステムを利用した戸籍情報の連携イメージ

☆ 夫婦、親子等の一定の親族関係にある者に一意の共通記号(夫婦関係記号、親子関係記号等)を付番し、情報照会機関には当該記号を回答



(3)マイナンバー連携による連携候補手続について

戸籍証明書の提出が必要となる手続については、相続関係手続等、画像データ化された古い除籍等を必要とする手続が多くを占めているが、画像データ化された除籍等については、マイナンバーとの紐付けに当たっては手作業が必要であり、照会された情報について自動的に抽出して応答するためには、別途データのセットアップをし、紐付けない限り不可能であることから、情報連携は困難と考えられる。そこで、マイナンバー連携による連携候補手続については、電算化された戸籍の範囲で大部分が対応可能と想定される手続が考えられる。

一方、法令上、戸籍証明書を必要とする手続の数は200以上にも上るが、このうち戸籍証明書の代替として住民票の写しの提出が認められているものや証明書の提出先が行政機関でないものを除き、費用対効果の観点から、当該事務の処理件数等の実績を踏まえ、ある程度の連携効果が見込めるものを中心に検討を進める必要がある。

現時点で、これらの条件に合致するものとして、例えば、以下の手続が戸籍の連携候補手続として挙げられる。

連携候補手続	連携候補先(所管庁)	戸籍証明書での主な確認項目
児童扶養手当請求	市区町村 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の氏名, 生年月日, 婚姻日, 離婚日 申請者と子の続柄, 親権の有無
老齢年金請求	日本年金機構 (厚生労働省年金局)	<ul style="list-style-type: none"> 受給権者と加給年金額対象者等との続柄(配偶者, (未成年等の)子) 現在の婚姻期間等
年金分割請求		<ul style="list-style-type: none"> 当事者双方の離婚事項, 婚姻期間等
旅券発給申請	旅券事務所 (外務省領事局)	<ul style="list-style-type: none"> 旅券発給申請者の戸籍が存在すること(日本国籍の有無の確認) 申請者の氏名, 生年月日, 性別, 本籍 (未成年申請者の場合)法定代理人の氏名, 続柄, 親権の有無 申請者の婚姻事項, 離婚事項, 養子縁組事項

第3 マイナンバー連携を実現するための システム形態の在り方について

1 マイナンバー連携を行うための情報の配置について

(1) 連携情報の配置による区別

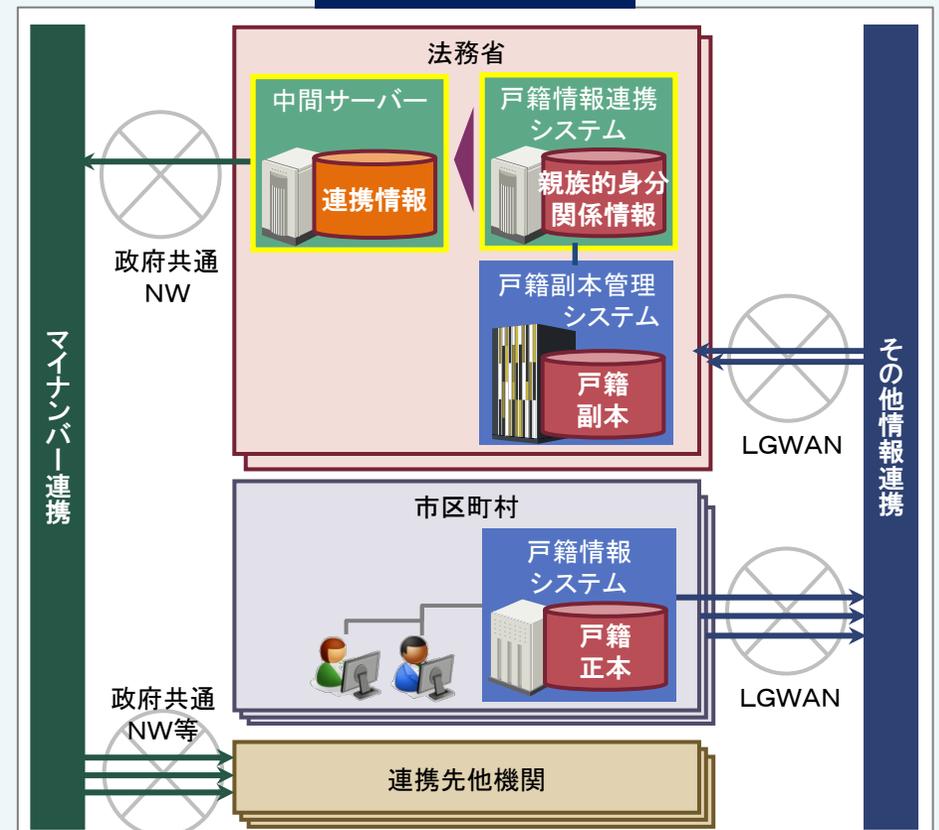
マイナンバー連携を行うための連携情報の配置の観点から考えられるシステム形態については、下図の2つの形態が考えられる。

形態A(情報分散型)



●連携情報は各市区町村の戸籍情報システムから作成し、既存の中間サーバープラットフォームを利用してマイナンバー連携を行う。市区町村が保有する情報でマイナンバー連携を行う場合の通常の形態

形態B(情報統合型)



●統合された連携情報を作成するため、全国の戸籍情報をバックアップする役割を有している戸籍副本管理システムから親族的身分関係情報を作成し、新たに構築した中間サーバーを通じてマイナンバー連携を行う(黄色の枠囲み部分を新規で構築する必要がある。)

(2) 形態A, 形態Bの比較評価

		形態A(情報分散型)	形態B(情報統合型)	
情報連携の実現性	戸籍情報の統合範囲	連携情報における統合の範囲	△ 各市区町村内の情報に限定される。	○ 全ての情報について統合可能 (ただし、画像データの戸籍情報については、コスト面から限界がある。)
		必要な戸籍情報取得の仕組み	△ 複雑 ・複数の戸籍に記録されている戸籍情報が必要な場合、順次戸籍を遡って取得しなければならない。 ・複数の情報提供者から提供される場合、情報照会者が最終的には必要としない情報を含めて提供される可能性がある。	○ 容易 ・情報提供者が単一であり、複数の戸籍に記録されている戸籍情報が必要な場合も、1回で取得可能。 ・提供される戸籍情報について、情報照会者が必要とする戸籍情報のみを情報提供することが可能。
	情報連携先の範囲		△ 狭い ・システム対応に当たって、既存のマイナンバー連携の仕組みを活用できるものの、親子関係等の情報連携が困難な場合があり、情報連携先の範囲が限られる。	○ 広い ・マイナンバー連携の仕組みや親子関係等の情報を管理するシステムの構築を新たに行う必要があるが、親子関係等の情報連携が可能となり、情報連携先の範囲が広い。
	マイナンバー連携※	児童扶養手当	×	○
		老齢年金請求	×	○
		年金分割請求	×	○
		旅券発給	△(記載事項変更旅券発給, 未成年者新規旅券発給等, 従前の戸籍を必要とするものは連携の仕組みを活用できない。)	○
戸籍事務内連携(届出時の戸籍証明書の省略等)		×	○	
システム整備	新規システム構築	限定的	必須	
	既存システム改修	必須	必須	

※ マイナンバー連携の実現性については、情報照会先で必要となる戸籍情報と情報提供側のシステムにおける戸籍情報の記録状況に応じて、あくまで概念モデルとして、技術的に対応可能かどうかを示したものであり、具体的な情報連携の可否については、制度面を含めて別途検討する必要がある。

(3) 検討

● 情報連携の実現性の観点からの検討

形態Aの場合、親子関係等の親族関係については情報連携が困難であるとともに、個人の統合も各市区町村の範囲に止まることから、現実的には連携候補となる手続が限られ、将来性に乏しい。

一方、形態Bの場合、個人の統合が可能であるとともに、親子関係等の親族関係について情報連携が可能であることから、戸籍証明書の主要な利用目的である、年金、児童扶養手当等の手続の一部や戸籍の届出について情報連携が可能である。また、同様に主要な利用目的である相続関係手続についても、親子関係等の情報を蓄積することにより、将来的には、相続関係の手続に当たって法定相続人等の情報を連携することも可能と考えられる。

● システム整備の観点からの検討

形態Aの場合、マイナンバー連携について、既存の中間サーバープラットフォーム等を活用できることから、新規のシステム構築は抑えられる。ただし、既存システムの改修が各市区町村で必要となる。

形態Bの場合、マイナンバー連携のための中間サーバーや親族的身分関係情報を管理する新たなシステムの構築が必要になるとともに、各市区町村や法務省の既存システムの改修もタイミングを合わせて実施する必要がある。

なお、両形態とも、既存の戸籍情報システムの運用経費にマイナンバー連携のための経費が付加されることが想定され、システム全体に要する経費が従来よりも増加すると考えられる。



連携情報の持ち方については、個人を統合した連携情報を用いて様々な手続のマイナンバー連携が可能である形態Bを有力な選択肢として、システム整備の観点からの課題である経費の削減等について、解決のための検討を進める。

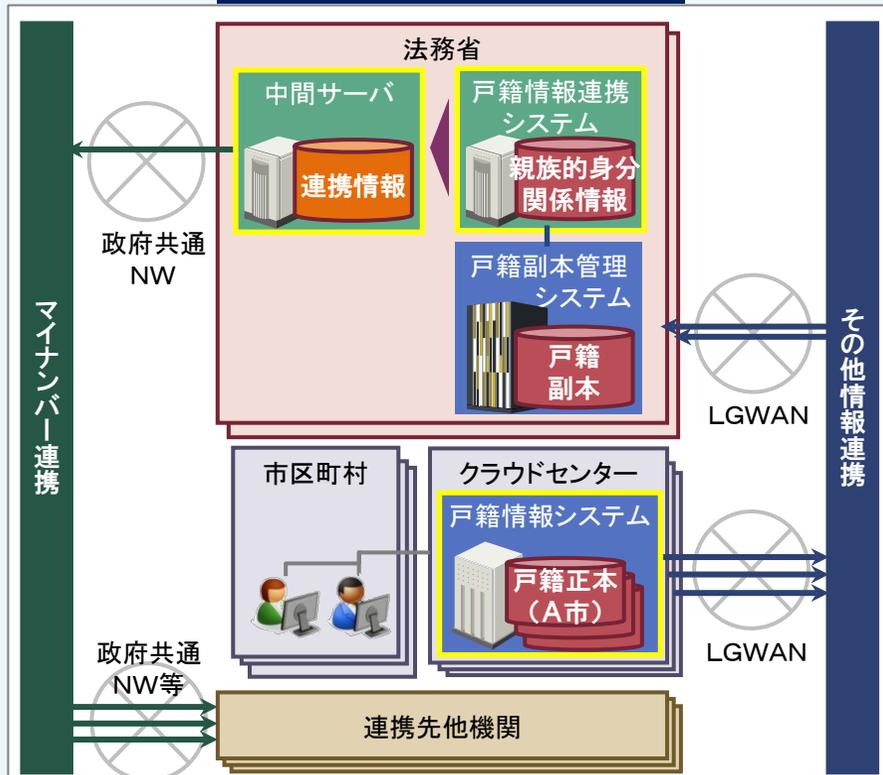
2 システム整備における課題

(1)システム全体の経費の削減

既存の戸籍情報システムは大半の市区町村が個別に構築している現状にあることから、マイナンバー連携に利用する連携情報だけでなく、戸籍の正本や当該システム自体を集約することでシステム全体の運用経費等の削減を図ることが考えられる。具体的なシステム集約の方法として、戸籍情報システムのクラウド化を進めることや一元化することが考えられる（下図参照）。

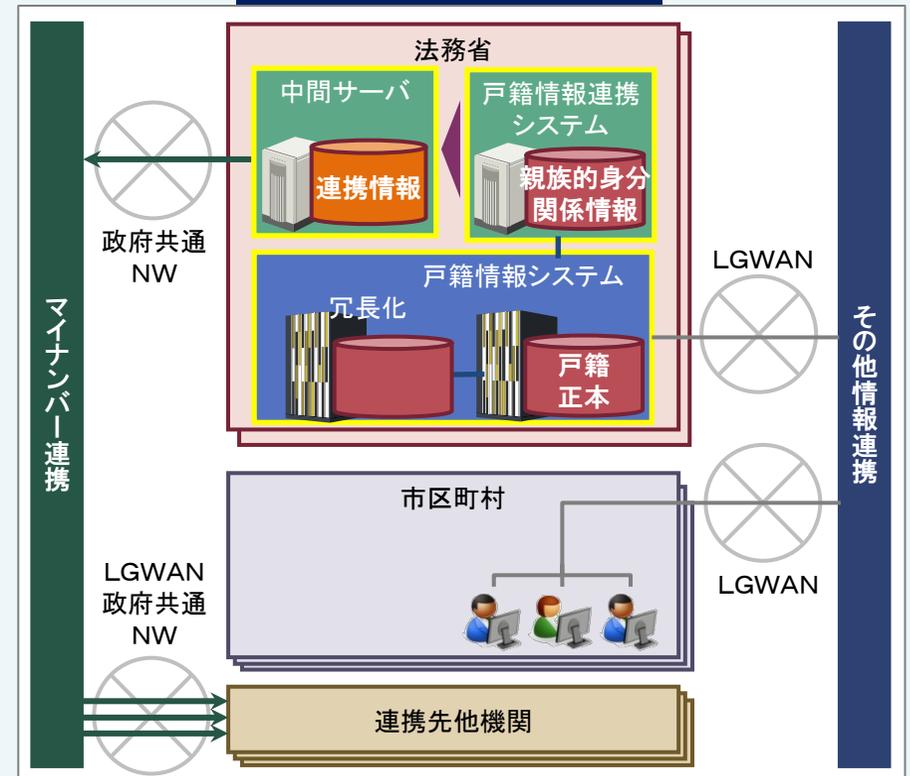
しかし、システム集約に当たっては、既存システムを置き換えることとなるので、システム移行等について、多くの課題が想定される。

システムクラウド化のイメージ



- 市区町村の戸籍情報システムをクラウド化により集約し、クラウドセンターから副本の送信を行う。マイナンバー連携については、法務省で中間サーバー等を新たに構築し、実施する(黄色の枠囲み部分を新規で構築する必要がある)。

システム一元化のイメージ



- 法務省で新たに戸籍情報システムを構築し、市区町村の戸籍正本も同システムで管理する。マイナンバー連携については、法務省で中間サーバー等を新たに構築し、実施する(黄色の枠囲み部分を新規で構築する必要がある)。

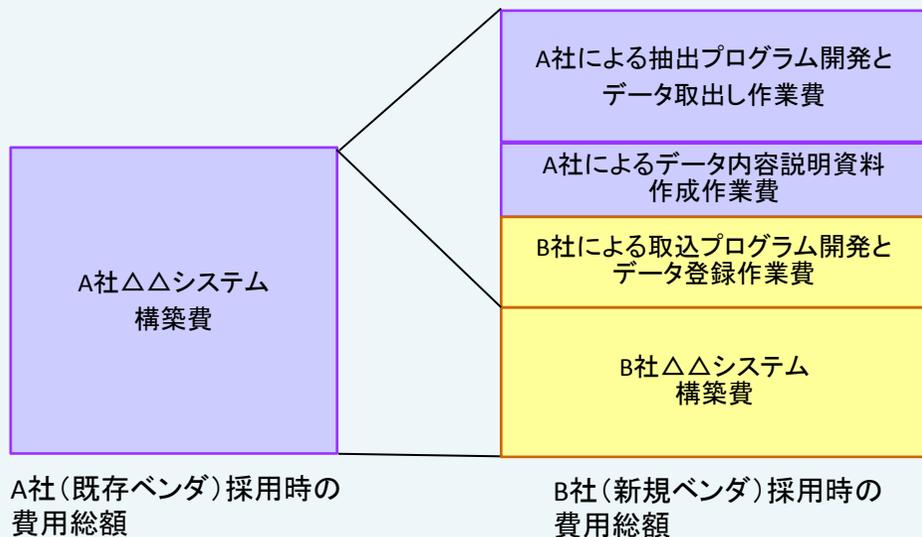
2 移行対象のデータ形式

戸籍情報システムに限らず、多くの行政システムにおいては、当該システムを開発する事業者によって、採用する文字コード、データフォーマット等が異なるため、システム移行を行う際には、事業者固有のデータ形式を汎用的な形式に変換しなければならない。その際、旧システム業者が実施するデータ取り出し作業費等が高額となり、結果的にベンダーロックインが生じている場合がある。

3 中間標準レイアウトに含まれないデータ

システム移行に伴うデータ取り出し作業費等を抑制するため、総務省において中間標準レイアウトが作成されているが、下表に掲げる機能については、同レイアウトに含まれておらず、ベンダーや市区町村ごとに運用やデータ形式が異なる場合があり、当該データの変換や変換後の検証等の作業量の増加が見込まれる。また、民刑や本人通知管理といったデータについては、戸籍事務とは異なる事務であることから、一元化するシステムでは扱えず、当該データを管理するシステムを移行後に各市区町村が整備する必要がある。

データ移行のコスト高



中間標準レイアウトに含まれない戸籍情報システムの機能(A社)

	データ	説明
標準機能	付箋(発行抑止)	DVなど証明発行の警告、禁止などで使用
	統計情報	事件表などを含む統計データ
	アクセスログ	操作や証明発行などログ情報
	遡り用データ	相続検索のための親族関係をつなぐデータ
	掛け紙フラグ	掛け紙の有無によって認証文の変更と認証頁を変更
	受理証明書データ	受理証明書の要旨データ及び特別受理証明書データ
オプション機能	本人確認データ	届出時に本人確認した情報及び通知データ
	廃棄データ	廃棄フラグ及び廃棄証明書データ
	受附帳イメージ管理	電算化前の受附帳をイメージ管理するためのデータ
	民刑	犯歴管理のためのデータ
	記載不要	記載の不要な届書のデータ
	郵送請求	郵送請求を実施、管理するためのデータ
	本人通知管理	本人以外から請求発行に対するお知らせ通知データ

4 システムの切替え

戸籍情報システムの導入は市区町村の状況に応じて進められてきたため、システムの切替え(リース期間の満了)時期のタイミングが様々である。

移行期間の長期化
(最短でも5年以上)

○ 次期システムの更新予定時期

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
市区町村数	241	267	302	302	297

○ 一元化システムへ移行するとした場合のイメージ(最短)



※あくまでも最短のイメージであり、これ以上かかることも十分あり得る。

現状の戸籍事務への影響等をかんがみ、マイナンバー連携への対応と合わせて一斉に戸籍情報システムのシステム移行を行い、市区町村の既存の戸籍情報システムを集約し、一元化したシステムを構築するのは、現時点で現実的ではない。

コスト面への対応としては、マイナンバー連携への対応とは別に、例えば各市区町村の戸籍情報システムについて、低コストで移行することが可能なベンダー別のクラウド化を進めるなど、より長期的なスパンでシステムを集約を目指すことが考えられる。

(3)まとめ

マイナンバー導入のためのシステムの在り方

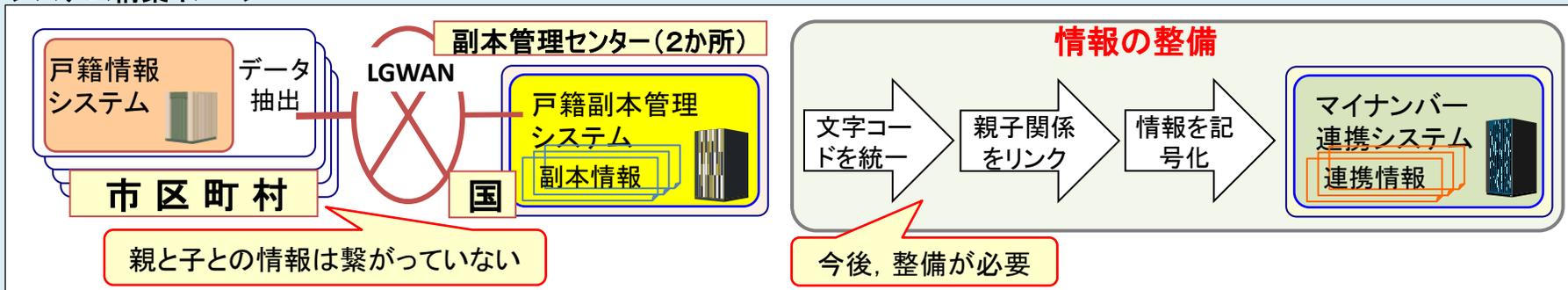
市区町村のシステムでは、市区町村間の戸籍情報が個別に独立しているため、連携するには限界がある。

- ◆ 戸籍副本管理システムは、大規模災害時のバックアップとして、戸籍の副本情報を2か所のセンターに集約・保存
- ◆ 戸籍情報システムのシステム移行に当たっては、データの損失防止や移行後のデータの同一性確認について、慎重な対応が必要であり、移行期間や連携システムの改修規模等を踏まえると、システムの一元化を現時点で行うのは困難

- ✓ 戸籍副本管理システムの仕組みを利用し、国においてマイナンバー連携用のシステムを構築する方向で検討
- ✓ 既存の市区町村のシステムや戸籍の正本は維持しつつ、低コストで移行することが可能なベンダー別のクラウド化を進めるなどして、システム全体の運用経費等の削減を図る。

システムの構築について(必要となる情報整備のイメージ)

システム構築イメージ



- 情報提供ネットワークシステムにおいては、個人を特定する4情報を直接やりとりしないこととなっている。

- 情報連携に当たっては、戸籍情報に親子関係のリンクを追加し、その情報を記号化する等の情報の整備が必要
- 前提として、市区町村の外字(約102万)等について、文字コードを統一するための、文字同定作業が必要

- 電算化以前の過去の除籍等は画像データで管理されている。

- 画像データの電子化には膨大なコストを要するため、マイナンバーによる情報連携の対象は電算化された戸籍とする。
※ 電算化以前の除籍等が必要となる手続(相続等)については、当面の間、情報連携の対象としない。

3 情報統合型のシステム形態により実現可能な情報連携と戸籍事務の効率化

